

令和元年 第11回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和元年10月24日（火）午後1時27分～午後2時12分
- 2 開催場所 豊見城市役所 5階 多目的室
- 3 出席者
[委員]
教育長 教育委員2名
- [事務局]
教育部長 学校教育課長 生涯学習振興課長 文化課長
文化課文化班長 学校教育課総務班長
- 4 欠席者 教育委員1名、学校施設課長
- 5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 6 議題及び議事の大要 次のとおり
- 7 議決事項
 - ・豊見城市指定有形文化財の指定について
 - ・豊見城市指定有形文化財の指定について
 - ・県費負担教職員の処分について
- 8 教育長又は会議において必要と認める事項

第11回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第11回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、█████ 委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて、日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>まず初めに、日程第3 教育長職務代理者の指名についてであります。</p> <p>教育長職務代理者の指名については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときのために、教育長があらかじめその職務を行う者を指名するものであります。任期は法律で定めてございませんので、新たに教育長が職務代理者を指名するまでが任期となります。</p> <p>ここで、事務局から補足説明をさせていただきます。学校教育課長、よろしくお願ひします。</p>
学校教育課長	<p>はい、わかりました。改めて、教育長職務代理者について説明いたします。</p> <p>教育長職務代理者につきましては、教育委員の中から選任することとなっております。それに伴いまして、教育長が欠けた場合において、これまでの事務局職員ではなく、指名された教育委員が教育長の職務を代理することになっております。具体的には、教育委員会会議の議事進行や対外的な行事の参加はもちろんのことですが、事務執行についても代理者の職務となってまいります。しかしながら、教育委員は非常勤の職員でありますので、日常的な事務執行を行うことが非常に困難なことも想定されます。職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者がみずから事務局を指揮監督して、事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項に基づき、事務局職員へ委任させることができます。また、本市教育委員会の事務決裁規程の第6条におきまして、教育長が不在のときは主管部長が代理決裁できる規定がございますので、もし教育長が欠けた場合においては、この規定に従いまして、代理決裁で日常的な事務については処理をしたいと考えております。</p> <p>しかしながら、同規定の4条におきましては、専決できない事務とい</p>

	うのがあることもございます。まず、紛争もしくは論争のあるもの、またそれのおそれがあるもの、法令解釈上、疑義または異説のあるもの、事案の内容が特に重要で上司の指示を受ける必要があるものと認められるもの、これらのものに該当するものについては、教育部長で専決することは適当ではございませんので、その場合には職務代理者の決裁をいただくということで進めてまいりたいと思っているところでございます。以上であります。
教育長	ただいま事務局より説明があったとおり、実際に教育長に事故があるとき、または欠けた場合に、事務執行については職務代理者が非常勤であることに鑑み、事務を滞りなく行うためには、決裁事務は担当部長が代決し、第4条各号に掲げる重要な決裁だけを職務代理者が決裁するということでおいいのではないかと思っています。職務代理者の具体的な職務については、実際に職務を行うこととなった場合に調整するということで、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 それでは法第13条第2項に基づき、█████委員を教育長職務代理者に指名いたします。委員におかれましては、任期いっぱいどうぞよろしくお願いします。
	(拍手)
教育長	日程第4 議席の指定について、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	それでは議席の指定について説明いたします。 豊見城市教育委員会会議規則第10条第1項の規定では、委員の議席は教育長が指定すると定められておりますので、教育長ご指定をお願いいたします。
教育長	それでは、議席の指定につきましては、1番委員に█████委員、2番委員に█████委員、3番委員に█████委員の順で指定いたします。よろしくお願いします。 続いて日程第5 教育長の業務報告を行います。 9月24日、█████委員への感謝状贈呈式が行われております。 9月25日水曜日、NPO法人あきづ法人設立記念祝賀会に参加をいたしました。 9月27日、マンゴーランチ、伊良波小学校で行われております。 9月30日、根差部ベースナイン、優勝報告がありました。 10月2日、監査委員の任命辞令交付式が行われております。 10月3日、平成31年度第2回島尻地区学力向上推進委員会及び教科用

	<p>図書島尻採択地区協議会に参加をしております。午後に、令和元年度教育研究所の入所式に参加をいたしました。</p> <p>続いて後ろのほうです。10月7日、育英会・人材育成基金寄附金贈呈式、豊見城土木設計業協会から受けております。</p> <p>10月8日、市PTA連合会との意見交換会が行われております。</p> <p>10月9日、豊見城電友会チャリティーゴルフ大会懇親会に参加をいたしました。電友会には、毎年のように寄附金贈呈式が行われております。改めて日程調整後に、チャリティーゴルフの寄附金をしたいという申し出がありました。</p> <p>10月11日、海外移住者子弟研修会ということで、今回はハワイから■さんが、12月末までの研修に参加いたします。同じく10月11日、青少年国際交流事業報告会が行われました。</p> <p>10月15日、那覇ボーイズの2019年ホークスカップ中学校野球大会3位の報告がありました。市内在住者が数多くおりまして、その方々からの報告を受けております。</p> <p>10月17日、長嶺中学校野球部、バレー部、もう一つ、科学の大会の優勝報告、3つの報告がありました。同じく、時間をずらしまして、少年の主張大会、県大会において最優秀賞と最優良賞、長嶺中学校の■さんと豊見城中学校の■さんの報告を受けております。</p> <p>10月19日、豊見城市バレーボール協会設立10周年記念式典・祝賀会が行われております。</p> <p>10月21日、第36回とみぐすく祭り、第7回とみぐすく産業フェスタ実行委員会に参加をしております。</p> <p>以上、私の業務報告を終わります。</p> <p>続いて日程第6 議案第35号 豊見城市指定有形文化財の指定についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>文化課の■です。よろしくお願いします。</p> <p>議案第35号 豊見城市指定有形文化財の指定についてでございます。こちらは8月の定例教育委員会で、市指定有形文化財の諮問についてということで説明した5件を、市の文化財保護審議会で審議してもらって答申が出ておりますので、今回、議案として提出してございます。</p> <p>議案第35号については饒波の龕についての議案となっております。2ページ目をお願いします。こちらが文化財保護審議会からの答申となっております。記の下、3行目、以下のとおり豊見城市指定有形民俗文化財に指定することが望ましいという答申になっております。指定文化財の名称は「饒波の龕」となっております。</p>

	<p>別添のほうで、名称、種別、所有者、管理者等が書かれておりまして、指定理由も諮問する段階で説明しておりますので省略して、下の4行、当該資料は豊見城市的葬制と地域のかかわりを知る上で貴重な有形民俗文化財であり、市民の文化的向上に資することを目的として市文化財に指定することが望ましいと思われる。指定は修復された「龕」だけではなく構造部材、装飾部材等も含むことが望ましく、名称は「饒波の龕及び附属資料」ではなく「饒波の龕」がよいと思われるという答申になっております。諮問の段階では、名称は「饒波の龕及び附属資料」としていたのですが、審議会では構造部材も全て含めて「饒波の龕」という名称で指定するほうが望ましいという答申になっております。以上です。よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>議案第35号 豊見城市指定有形文化財の指定についての説明がありましたが、この内容について質問がありましたら、委員の皆さんには挙手してお願いしたいと思います。どうぞ、確認の意味でも構いませんので。この前、実際にものも見ていて確認はしているので、何かほかに追加して聞きたいございましたら。なければ進めてよろしいですか。これはものも見ているし、それぞれ確認もしていると思うので、それでは進めたいと思います。</p> <p>それでは議案第35号 豊見城市指定有形文化財の指定について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。提案の内容のとおり決定いたします。</p> <p>続いて日程第7 議案第36号 豊見城市指定有形文化財の指定についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>それでは議案第36号、同じく豊見城市指定有形文化財の指定についての議案でございまして、こちらは、先ほどの「饒波の龕」以外の印部石の4員について、同じように答申がありましたので提案しております。</p> <p>2ページ目が答申となっております。こちらも、以下のとおり豊見城市指定有形文化財（歴史資料）に指定することが望ましいという答申になっております。</p> <p>別紙のほうで、名称はそれぞれ、印部石の「ニ かなは原」、それから「い をなか原」、「ロ めさしふ原」、「ヌ めさしふ原」となっております。種別、所有者、管理者は教育委員会です。指定理由も下の3行です。印部石は首里王府による土地調査事業である元文検地のころに製作・設置されたと考えられ、当時の豊見城市で行われた元文検地の状況を知る上で貴重な文化財である。そのため、おのおのの「印部石」を市</p>

	指定有形文化財（歴史資料）として指定することが望ましいという答申になっております。以上です。よろしくお願ひします。
教育長	ただいま議案第36号 豊見城市指定有形文化財の指定についての説明がありました。質疑がありましたら、挙手の上お願ひしたいと思います。
1番委員	質問ではないのですが。
教育長	どうぞ、荷川取委員。
1番委員	この前見た石のことですよね。
文化課長	はい、そうです。
教育長	ほかにありませんか。進めてよろしいですか。 それでは議案第36号 豊見城市指定有形文化財の指定について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	ありがとうございます。 次に、日程第8に入る前に、一応5分から10分ぐらいですが、教育部長と学校教育課長以外は退席をお願いしてよろしいですか。済みません、5分だけ時間をください。 続いて日程第8 同意案第26号 県費負担教職員の処分についてであります。事務局より説明をお願いします。 それでは休憩します。
	休憩（13時52分） 再開（13時58分）
教育長	同意案第26号 県費負担教職員の処分についての説明がありました。提案どおり承認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	ありがとうございます。それでは提案どおり進めて行きます。 これをもちまして、第11回定例教育委員会の全日程を終了します。ご苦労さまでした。

(署名欄)

教育長 照屋堅二

1番委員 荷川取幸代